ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら血液内科又は小児科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　血液専門医、小児科専門医（社団法人日本小児科学会（昭和四年三月十六日に社団法人日本小児科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）又は臨床遺伝専門医（有限責任中間法人日本人類遺伝学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③　当該療養について一年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　血液内科又は小児科を標榜していること。

②　臨床検査技師が配置されていること。

③　医療機器保守管理体制が整備されていること。

④　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

⑤　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑥　遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。

⑦　遺伝子関連検査検体品質管理マニュアル（特定非営利活動法人日本臨床検査標準協議会が平成二十一年二月に作成したものをいう。以下同じ。）に従って検体の品質管理が行われていること。

⑧　当該療養について症例を実施していること。

十三　筋強直性ジストロフィーの遺伝子診断

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

筋強直性ジストロフィー

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら神経内科又は小児科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　神経内科専門医（有限責任中間法人日本神経学会が認定したものをいう。以下同じ。）、小児科専門医又は臨床遺伝専門医であること。

③　当該療養について一年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　内科、神経内科又は小児科を標榜していること。

②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

③　臨床検査技師が配置されていること。

④　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑤　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

⑥　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑦　遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。

⑧　神経疾患の遺伝子診断ガイドライン２００９（一般社団法人日本神経学会が平成二十一年十月に作成したものをいう。以下同じ。）に準拠した遺伝子診断を実施する体制を有していること。

⑨　遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。

⑩　当該療養について症例を実施していること。

十四　抗悪性腫瘍剤感受性検査（ＳＤＩ法）

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

消化器がん、頭頸部がん、乳がん、肺がん、がん性胸・腹膜炎、子宮頸がん、子宮体がん又は卵巣がん

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら外科、脳神経外科、耳鼻いんこう科、呼吸器外科、産婦人科、小児外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、内科、呼吸器内科、消化器内科、小児科又は腫瘍内科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　外科専門医、脳神経外科専門医、耳鼻咽喉科専門医、呼吸器外科専門医（特定非営利活動法人日本胸部外科学会又は特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、産婦人科専門医、小児外科専門医、整形外科専門医、皮膚科専門医（社団法人日本皮膚科学会（昭和二年四月二十八日に社団法人日本皮膚科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）、泌尿器科専門医、眼科専門医（財団法人日本眼科学会（昭和三年四月二十六日に財団法人日本眼科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）、総合内科専門医（社団法人日本内科学会（大正十四年十月十四日に社団法人日本内科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）、呼吸器専門医、消化器病専門医（財団法人日本消化器病学会（昭和二十九年七月十六日に財団法人日本消化器病学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）、小児科専門医又はがん薬物療法専門医（特定非営利活動法人日本臨床腫瘍学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③　当該療養について一年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　外科、脳神経外科、耳鼻いんこう科、呼吸器外科、産婦人科、小児外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、内科、呼吸器内科、消化器内科、小児科又は腫瘍内科を標榜していること。

②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

③　病理部門が設置され、病理医が配置されていること。

④　薬剤師が配置されていること。

⑤　専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。

⑥　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑦　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑧　当該療養について三例以上の症例を実施していること。

十五　三次元形状解析による体表の形態的診断

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

頭蓋、顔面又は頸部の変形性疾患

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら形成外科、脳神経外科、小児外科、眼科、耳鼻いんこう科又は歯科口腔外科に従事し、当該診療科について四年以上の経験を有すること。